



発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区農人橋1丁目4-31 MRマエカワビル603
TEL:06-946-8011 FAX:06-946-8727

合併、史上2位の2,002件(4年度)

合併や営業譲受け等をしようとする会社は、あらかじめ公正取引委員会に届け出なければならぬが(独占禁止法15条②、16条)、公取委がまとめた独禁白書によって、平成4年度における合併の実態が明らかになった。

まず、合併の件数は2,000件で過去最高を記録した前年度(2,091件)を若干下回ったものの依然として高水準である。営業譲受け等の件数は前年度より187件減少し1,079件であったものの、史上3位の高水準で、M&Aが企業のリストラの一環として重要な手法であることを窺わせている。

2,002件のうち2,001件が吸収合併で、新設合併はわずか1件に過ぎない。

また、営業譲受け等の形態は、1,064件が営業の譲受けまたは営業上の固定資産の譲受け、8件が営業の賃貸、7件が経営の受任ということになっている。

合併を規模別で見ると、総資産(合併後)10億円未満の中小合併が866件で全体の43.3%を占めているが、総資産500億円以上の大型合併も100件あった。

業種別には、卸・小売業の合併が640件と最も多くなっている。その件数は、製造業395件、サービス業292件、不動産業229件、建設業142件、運輸通信倉庫業95件となっている。営業譲受け等の業種別件数は、やはり卸・小売業が306件と最も多く、以下、製造業115件、サービス業109件と続いている。

頭上の体操室(資産税)

[問題] Aさんは、同じ所有地の上にある2つのアパートを持っていて、さくら荘はAさん名義で6室あり、すみれ荘は奥さん名義で5室あります。

それぞれが別々に所得税の申告をしていますが、小規模宅地の特例(措法69の3)は可能でしょうか。YESかNOでお答え下さい。

[解答] NO

被相続人及びそれと生計を一にしていた親族が、それぞれ建物の貸付けを行っていた場合に、それらの建物の敷地が事業用宅地にあたるか否かの判定は、それぞれの事業主体ごとに判定します。ご主人と奥様が別々の事業主体であるこの例では、いわゆる「五棟十室」という形式基準によって建物の貸付けが事業として行われていたといえないので、小規模宅地の特例の適用はないものと思います(措法69の3)。

事業用小規模宅地の評価減特例適用にあたって「5棟10室」の形式基準は、所得税に関連する判断を援用して判断の目安とされており、この形式基準に満たない場合の実質基準も設けられていますが、通常の不動産所得で赤字の場合などは、新築貸家の割増償却の適用など特別な場合を除いて、ないものと思われねばなりません。

したがってAさん夫婦で合計して11室であっても、相続税での小規模宅地の評価減の適用はありません。